

令和8年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
1	R8. 7. 23	R8. 8. 6	公文書開示請求に対する開示決定、一部開示決定及び不開示決定について	868		1					1	1	1	1	1			(7条2号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条4号) 容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。 (7条5号) 都の機関における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7条6号) 都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	監査事務局総務課
2	R8. 7. 23	R8. 8. 6	令和5年3月2日、令和5年12月21日、令和6年12月24日、令和7年11月21日に開催した監査委員審議に関する以下の文書。 ・委員への開催案内 ・配布資料リスト					1										1 委員への開催案内 当該公文書は1年未満保存の公文書であり、既に廃棄済であり、現在は存在しない。 2 配布資料リスト 請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課
3	R8. 7. 23	R8. 8. 6	令和5年3月2日、令和5年12月21日、令和6年12月24日、令和7年11月21日の監査委員審議結果															委員審議の出席者や委員等の関係者名簿及び議事次第の内容については、当該対象公文書が当局ホームページに掲載されており、閲覧することができる。そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしないこととする。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R8. 7. 27	R8. 8. 6	1 令和 6 年度東京都交通事業会計決算審査 意見書 2 令和 6 年度東京都高速電車事業会計決算 審査意見書															当該公文書については、当局ホームページに掲載されており、閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第 18 条第 2 項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表又は提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしないこととする。	監査事務局総務課
5	R8. 7. 27	R8. 8. 6	公文書開示請求に対する開示決定、一部開 示決定及び不開示決定について 公文書開示請求に対する不開示決定につ いて	894		1				1	1	1	1	1				(7 条 2 号) 特定の個人の情報を識別することができる情報であるため。 (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7 条 4 号) 容易に複製され、文書偽造に利用されるおそれがあり、犯罪の予防に支障があるため。 (7 条 5 号) 都の機関における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 (7 条 6 号) 都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	監査事務局総務課
6	R8. 8. 3	R8. 8. 14	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」P 22 経費の按分について「按分の根拠が不明瞭」「実態が不統一」等との指摘の根拠文書（受託者ヒアリングや提出資料等及び監査側の検討記録を含む）。なお、該当文書が 7 監総第 959 号により既に決定がされている場合には、同通知のいずれの文書に該当するかを明記されたい。					1										請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				存 否 応 答 拒 否	(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在		1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
7	R8. 8. 3	R8. 8. 14	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」 P 2 3 給食費、宿泊支援費について「都外遠隔地での宿泊代」とされている。当該宿泊地の市区町村がわかる根拠文書。なお、該当文書が7 監総第 9 5 9 号により既に決定がされている場合には、同通知のいずれの文書に該当するかを明記されたい。					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課
8	R8. 8. 3	R8. 8. 14	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」 P 2 2 事業実績額の内訳の記載について「実際とは異なる備品や購入していない備品」及び「購入していない備品」とされている。当該備品の内容がわかる根拠文書。なお、該当文書が7 監総第 9 5 9 号により既に決定がされている場合には、同通知のいずれの文書に該当するかを明記されたい。					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課
9	R8. 8. 3	R8. 8. 14	「東京都若年被害女性等支援事業の各委託契約等は地方自治法等に違反しているとして、各委託料の返還を求める住民監査請求監査結果」 P 4 3、4 6 に記載の財務局の意見聴取に関する文書（意見聴取の記録、意見書、メール等）。なお、該当文書が7 監総第 9 5 9 号により既に決定がされている場合には、同通知のいずれの文書に該当するかを明記されたい。					1											請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R8. 8. 3	R8. 8. 14	「東京都若年被害女性等支援事業について当該事業の受託者の会計報告に不正があるとして、当該報告について監査を求める住民監査請求監査結果」の P 2 2 の履行確認について受託者のアウトリーチの実施状況・内容等を関係人調査等で監査委員が確認した資料。 なお、実施状況報告書等の監査の実施前に受託者若しくは監査対象局が作成・取得していた文書は除く。また、該当文書が 7 監総第 9 5 9 号により既に決定がされている場合には、同通知のいずれの文書に該当するかを明記されたい。				1										請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課		
11	R8. 8. 10	R8. 8. 14	令和 8 年 4 月 1 日付 7 監総第 9 5 9 号不開示決定通知書別紙 N o . 3 「監査対象局及び受託団体から入手した資料」のうち受託団体から入手した資料及び N o . 4 「関係人調査報告資料」について、関係人又は受託団体から提示若しくは提出を受けた資料又は説明若しくは回答により得た情報に関し、 ①公にしない、非公開又は秘密として取り扱う旨の条件、合意、要望、確認又は了承、②監査結果等への記載・公表についての協議、確認、承諾、許諾、異議又は公表範囲の調整を記録した一切の公文書。メール、メモ、打合せ・ヒアリング記録等を含む。				1										請求に係る公文書については、作成及び取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。	監査事務局総務課		

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R8. 8. 14	R8. 8. 27	・総務課文書管理基準表の変更について ・総務課文書管理基準表の変更について ・総務課文書管理基準表の変更について ・文書管理基準表の更新（04年4月1日時点）について ・文書管理基準表の更新（1件削除）について ・文書管理基準表の更新について（2件追加） ・文書管理基準表の変更について ・文書管理基準表の変更について ・文書管理基準表の変更について ・文書管理基準表の変更について ・令和5年度文書管理基準表について ・文書管理基準表（令和4年4月1日版）の決定について ・文書管理基準表（令和5年4月1日版）の決定について ・東京都公文書の管理に関する条例の規定に基づく令和4年度における公文書の管理状況の報告等の実施について（回答） ・東京都公文書の管理に関する条例の規定に基づく令和5年度における公文書の管理状況の報告等の実施について（回答）					1										当該公文書は1年保存の公文書であり、既に廃棄済であり、現在は存在しない。	監査事務局総務課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R8. 8. 14	R8. 8. 27	・ 東京都監査事務局処務規程（昭和 5 6 年 監査委員訓令第 2 号） ・ 東京都文書管理規則（平成 1 1 年東京都 規則第 2 3 7 号） ・ 東京都公報 ・ 第 3 回公文書管理委員会資料															東京都公文書等の管理に関する条例第 7 条第 3 項に 基づく保存期間満了時の基準、同条例第 1 4 条に基 づく管理に関する定め及び公表並びに同条例第 3 9 条第 2 項に基づく委員会への報告文書については、 当該対象公文書が東京都例規集データベース、東京 都公報ホームページ及び総務局ホームページに掲載 されており、閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第 1 8 条第 2 項に規 定するインターネットの利用その他実施機関の定め る方法により公表又は提供を行っている情報と同一 の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示 をしないこととする。	監査事務局総 務課	

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。